令和８年（フ）第５５２号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目８番52号　302号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町８丁目６番13号　クラモトハイツ　201
債務者　三島　智行
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５７４号
兵庫県尼崎市大物町１丁目４番10号　パークサイドＵ　205号
債務者　瀬口　淳子
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６００号
兵庫県尼崎市西川２丁目14番12号　ハイエース中堂　301
債務者　樽美　大和
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５１２号
岡山市南区当新田478番地18　エントピア当新田Ｃ102、旧住所岡山県赤磐市桜が丘西９丁目16番７号　メローライフＡ　201
債務者　堀本　知恵こと　柳　知恵
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５３１号
岡山市北区清輝本町１番２号　センチュリー東中央602、旧住所岡山市東区城東台西三丁目５番20号　マインブルクⅣ　101
債務者　浦田　恵美
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５３２号
岡山市北区清輝本町１番２号　センチュリー東中央602、旧住所岡山市東区城東台西三丁目５番20号　マインブルクⅣ　101
債務者　浦田　瑠也
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５５５号
（住民票上の住所）岡山市東区中川町393番地23
債務者　原田みくに
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５６１号
岡山市東区中尾１番地167
債務者　大田原美月
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５８７号
岡山市中区高島二丁目６番９－２号　高島市営住宅Ｄ220番館２号
債務者　山本　正子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９０号
広島県尾道市桜町23番18号
債務者　高木　由美
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第２０５号
広島県福山市神辺町字徳田872番地１　エルディムマロニエ104
債務者　松岡　友美
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第６９号
愛媛県今治市辻堂２丁目２番33号、前住所愛媛県今治市東村１丁目５番38号
債務者　赤瀬　美穂
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第５９号
福岡県嘉麻市下山田500番地
債務者　村上　敏幸
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第７６号
福岡県嘉麻市漆生1270番地33　グループホームひばり６
債務者　松江　文江
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第６５号
福岡県三潴郡大木町大字三八松151番地１　ビレッジハウス大木１－502
債務者　杉本　桂三
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第２４０号
長崎県長崎市上小島４丁目７番43号、旧住所長崎県長崎市茂木町789番地１
債務者　木下加代子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６９５３号
東京都足立区花畑８丁目５－21－509
債務者　浦野　尚浩
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部